

函館市契約条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 7 号

函館市契約条例施行規則の一部を改正する規則

函館市契約条例施行規則（昭和 3 9 年函館市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条の 2 の表第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同表第 2 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同表第 3 号中「40 万円」を「8 0 万円」に改め、同表第 4 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同表第 6 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

第 3 3 条第 1 項中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改める。

第 4 4 条第 1 項中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 3 条第 1 項および第 4 4 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約（施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引または契約の申込みに係る契約で施行日以後に締結されるものを除く。）について適用し、施行日前に締結した契約および施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引または契約の申込みに係る契約で施行日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。